

令和7年度大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、令和7年度大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 名称

令和7年度大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務

(2) 目的

別添「大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 内容

別添仕様書のとおり

(4) 実施期間

委託業務を実施する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

契約は、原則として単年度契約とします。

ただし、毎年度1月時点の評価で一定以上の評価を得、かつ、受託業者が希望するときは、双方が合意する条件により、1年間ごとの契約更新ができるものとします。ただし、更新期間は最大5年間とします。

(5) 見積上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税（全税）の滞納がないこと。

- (5) 国・地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 業務開始までに、愛媛県内に本店、支店又は営業所を設置し、常勤の正職員を1名以上置いて業務を行える者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年12月16日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和6年12月16日（月）から 令和6年12月20日（金）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年12月25日（水）
④ 参加申込書の提出期限	令和7年1月10日（金）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和7年1月15日（水）まで
⑥ 提案書等の受付期限	令和7年1月24日（金）
⑦ プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年1月下旬または2月上旬（予定）
⑧ 審査結果の通知・公表	令和7年2月上旬（予定）
⑨ 業務委託契約の締結・業務開始	令和7年4月1日（火）

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和6年12月16日（月）

② 公表方法

大洲市社会福祉協議会ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、大洲市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。また、総務福祉課でも配布します。

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和6年12月16日（月）から令和6年12月20日（金）17時までとします。
（ただし、受信確認は、9時から17時までとします。）

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

総務福祉課E-mail : info@ozushakyo.jp

電話番号 : 0893-23-0313

4) 回答方法

令和6年12月25日(水)以降に電子メールにより送信します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書(様式2)

2) 会社概要(様式3)

3) 誓約書(様式4)

4) 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税(全税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

② 提出期限

令和7年1月10日(金)17時必着

③ 提出場所

大洲市社会福祉協議会総務福祉部総務福祉課

〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲270番地1

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

正本各1部、副本各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書(様式5)を電子メールで送付します。

なお、1月15日17時までに電子メールが届いてない場合は、お問い合わせください。

(3) 提案書等の提出

① 提出書類

1) 提案書

【様式】

○用紙サイズは表紙を含めA4サイズで作成してください。

○表紙は様式6を用いることとし、提案本文の様式は任意とします。ただし、下記提案項目順に記載すること。

○表紙を除いたページに、ページ番号を印字してください。

【提案項目】

別紙「大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務仕様書」をもとに、できる限り具体的に提案し、簡素な文書を用い、わかりやすい表現となるよう記載してください。

提案項目	必須となる記載内容
ア. 業務スケジュール	・業務開始後（R7.4.1から）の年間スケジュールをカレンダー形式で（初稿入稿、校了、納品日を記入すること。A3サイズ可）
イ. 実施体制	・本業務の遂行に係る従事者全体の体制図、役割及び本会との連絡体制等 ・業務従事者の業務実績、経歴、資格等 ・本会と事業者の役割分担
ウ. 印刷物	・本会から提供したワードデータ、写真データ、イラストデータを用いて作成したカラー刷り印刷物
エ. 個人情報の保護	・漏洩や盗難を防ぐための具体的な対策
オ. その他提案事項	上記ア～エのほか、本会の広報誌印刷にあたり有益であると思われる提案があれば記載すること。

2) 参考見積書（様式は任意）

別紙「大洲市社会福祉協議会広報誌印刷業務仕様書」に係る委託料を算出してください。

ア. 業務委託料（税抜）

② 提出期限

令和7年1月24日（金）17時必着

③ 提出場所

大洲市社会福祉協議会総務福祉部総務福祉課
〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲270番地1

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本7部とし、紙媒体で提出してください。

なお、資料をホッチキス止めはしないでください。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日程

令和7年1月下旬または2月上旬（予定）

※詳細については、提案者に別途連絡します。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合があります。

② 実施方法

1) 業務責任者が提案書についての説明を行うこと。

2) 説明は20分以内、質疑応答は10分程度とします。

3) 説明は、提出した提案書等のみを使用して行うこと。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

以下の「評価基準」に基づき評価及び選定を行います。

なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

評価項目	評価基準	配点
業務スケジュール	・スケジュールが適切に管理されており、全業務を適切かつ着実に実施できる業務工程が具体的に示されている。 ・急な記事の変更等が生じた場合に、差し替え対応が可能な校了スケジュールとなっている。	25
印刷物の質	・提供された素材を十分活用し、鮮明な印刷、かつ読みやすいレイアウトとなっている。	25
価格	・提案者の最低価格／当該提案者の価格×配点 (小数点以下は小数点第一位を四捨五入)	25
実施体制	・全業務を適切かつ着実に実施できる必要な経験・能力を持つ人員が配置されている。 ・業務の効率化及び本会職員の事務負担軽減に資する提案がなされている。	10
個人情報の保護	・業務における個人情報の取扱いに十分考慮されており、個人情報漏洩や盗難を防ぐための適切な対策が講じられている。	10
その他提案事項	(上記、評価項目以外において) ・他業者と比較して、優位な点がある。 ・事業者ならではの特徴的な取組がある。	5
合計		100

(2) 審査方法

提出された提案書を、本会が設置する審査委員会において評価基準に基づき採点します。

(3) 受託候補者の決定

① 各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。

また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者とします。

② 同点の場合は、評価項目「業務スケジュール」の評価点の合計点が高い者を選定します。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年2月上旬（予定）に、大洲市社会福祉協議会ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書（様式7）を電子メールで送付します。なお、審査結果の通知日は、プレゼンテーション・ヒアリングの際にお知らせします。審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者と協議の上、大洲市社会福祉協議会経理規程に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

11 情報公開及び提供

本会は提案者から提出された提案書等について、請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥見積金額が実施要領に示している見積上限を超える場合
- ⑦公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ①提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本会に請求することはできません。
- ③提案書は、1事業者につき1案とします。
- ④提出された参加申込書、提案書等は返却しません。
- ⑤提出期限後における参加申込書、提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（指示があった場合を除く。）
- ⑥手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦参加申込書の提出後又は提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、本会が受託候補者の選定に必要な場合、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- ⑨受託候補者に選定された者が作成した提案書等の書類について、本会が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用することができるものとします。
- ⑩参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑪提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は提案書の提出者が負うものとします。
- ⑫電子メール等の通信事故については、本会はいかなる責任も負いません。

1.3 問い合わせ先

所在地〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲270番地1

担当部署 大洲市社会福祉協議会総務福祉部総務福祉課

電話番号 0893-23-0313

FAX番号 0893-23-0295

E-mail info@ozushakyo.jp